

回 覧 令和7年2月15日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
〈お知らせ〉	◆	「令和7年春季全国火災予防運動」を実施します
	1	◆令和6年度住民税非課税世帯を対象とした給付金(3万円)のお知らせ
		◆4月1日から都城市斎場使用料が改定されます
	2	◆5月1日から盛土などには事前の許可または届け出が必要です
	3	◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？ ◆家内労働(内職)情報をお知らせします
〈農林畜産業関連〉	4	◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています
	5	◆児童手当改正(拡充)のお知らせ
	6	◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
〈相 談〉	7	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	8	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します
		◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指そう!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町ふるさと納税
Instagram



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくようお願いします。

ふるさと納税推進室

お知らせ

◆「令和7年春季全国火災予防運動」を実施します

■実施期間＝ 3月1日(土)～7日(金)

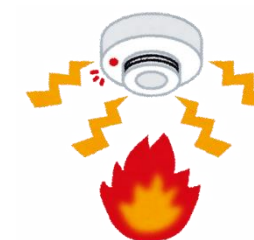
2024年度 全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死亡の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を設置、点検しましょう。

★お問い合わせは、
都城市消防局予防課 ☎:22-8884
をお願いします。



◆令和6年度住民税非課税世帯を対象とした
給付金(3万円)のお知らせ



物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、国の交付金を活用して、令和6年度住民税非課税世帯へ1世帯あたり3万円を給付します。

■給付額 = 1世帯あたり 3万円

※対象世帯で18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)を扶養している世帯には、「こども加算」として対象児童1人あたり2万円を併せて給付します。

■支給の対象となる世帯 = 令和6年度の個人住民税が非課税である世帯
次の要件に全てあてはまる世帯が支給対象になります。

- ①令和6年12月13日(基準日)時点で本町に住民登録がある世帯
- ②世帯全員の令和6年度住民税が非課税である世帯
- ③世帯全員が、住民税が課税されている親族などから扶養を受けていない世帯(世帯全員が、住民税が課税されている者の扶養親族などからなる世帯は対象外となります)
- ④世帯の中に、住民税が課税される所得があるのに未申告である人がいないこと
- ⑤世帯の中に本町および他市町村で世帯主として本給付金と同様の給付金を受けた人がいないこと
- ⑥世帯員の中に、租税条約に基づく住民税の免除の適用を受けた人がいないこと

【住民税が課税されている親族などから扶養を受けている場合とは】

- (例) ・親の扶養に入っていて、1人暮らし(住民票も別世帯)をする学生
・子ども(課税者)に扶養されている高齢者夫婦の世帯
・住民票を別にして単身赴任している人に扶養されている家族のみからなる世帯

■給付金の受給手続き =

現在、町では給付金の準備を進めています。対象者には、準備が整い次第、書類を送付いたします。

申請時期などの詳細が決まりましたら、町公式サイトなどであらためてお知らせしますので、しばらくお待ちください。

★お問い合わせは、福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9061(直通)をお願いします。

◆4月1日から都城市斎場使用料が改定されます

都城市斎場は、平成2年に開設され、34年が経過しています。これまで使用料改定は行われておらず、近年の物価上昇や燃料単価の高騰、施設の老朽化による修繕費の増加など、斎場を取り巻く情勢が大きく変化していることから、将来にわたって安定的に管理運営していくために、使用料が改定されることになりました。

■改定内容 =

区 分			現 行	改定後
			3月31日まで	
遺体	12歳以上 (1体)	市内	2万円	2万5千円
		市外	4万5千円	5万6千円
	12歳未満 (1体)	市内	1万3千円	1万6千円
		市外	2万9千円	3万7千円
死産児 (1体)		市内	6千円	7千円
		市外	1万2千円	1万7千円
改葬遺骨		市内	6千円	7千円
		市外	1万2千円	1万7千円
産体物 (1胎分)		市内	2千円	2千円
		市外	4千円	5千円
肢体の一部		市内	3千円	3千円
		市外	6千円	8千円



★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) ☎:52-9630(直通)
をお願いします。

◆5月1日から盛土などには事前の許可または届け出が必要です

県は5月1日に県内ほぼ全域を規制区域に指定しました。
そのため、次に示す規模の盛土などを行う場合は、工事を行う前に許可または届け出が必要となります。

- 宅地造成等工事規制区域(以下「宅造」)
- 特定盛土等規制区域(以下「特盛」)

検索 宮崎県 盛土規制法

規制区域の詳細はこちらから →

■許可が必要なもの =

◎土地の形質変更(盛土・切土)で次の要件①～⑤に該当するもの

要件	①盛土で高さが 【宅造】1㍍超 【特盛】2㍍超 の崖を生ずるもの※	②切土で高さが 【宅造】2㍍超 【特盛】5㍍超 の崖を生ずるもの※	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 【宅造】2㍍超 【特盛】5㍍超 の崖を生ずるもの※
イメージ図			
要件	④盛土で高さが 【宅造】2㍍超 【特盛】5㍍超	⑤盛土または切土をする土地の 面積が 【宅造】500平方㍍超 【特盛】3,000平方㍍超	
イメージ図			

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

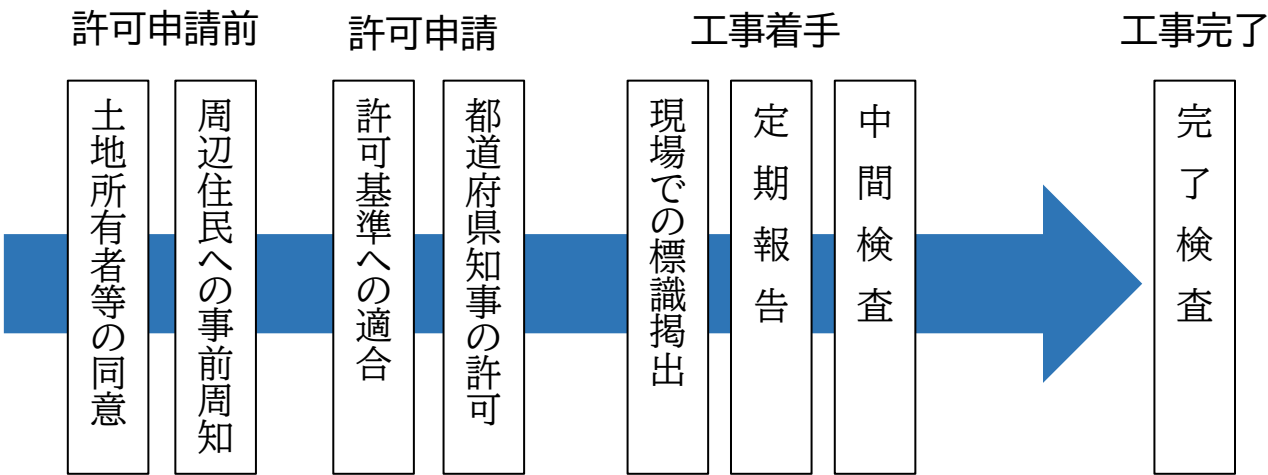
◎一時的な土石の堆積で次の要件⑥～⑦に該当するもの

要件	⑥最大時に堆積する高さが 【宅造】2㍍超 【特盛】5㍍超 かつ面積が 【宅造】300平方㍍超 【特盛】1500平方㍍超	⑦最大時に堆積する面積が 【宅造】500平方㍍超 【特盛】3000平方㍍超
イメージ図		

■届け出が必要なもの =

- 《特定盛土等規制区域のみ》前記要件①～⑦の【宅造】規模に該当するもの。
 - 前記要件①～⑦の【宅造】規模に該当するもので、規制区域指定日において現に工事を行っている場合は、5月21日までに県に届け出が必要です。
- 【注】届け出の対象となる上記の条件について、1月15日号の回覧に記載されている内容に誤りがありました。今回の回覧掲載にて訂正します。

■手続きの主な流れ =



【重要】規制区域内では、過去の盛土なども含めて、土地所有者などが常にその土地を安全な状態に維持する必要があります。

★お問い合わせは、
宮崎県 県土整備部 技術企画課 技術調整担当
☎:0985-26-7178 お願いします。

◆オレンジカフェ「縁がわ」で相談・雑談しませんか？

「この間も買ったのに、また同じものを買っている…」

「なるべく怒らないようにしたいけれど、つい怒ってしまう…」など、もやもやしたり、ため息をついたりしていませんか？

ちょっと一息つきたい人、認知症のある人との関わり方に戸惑っている人、そんなあなたのお話をお聞きます。

相談は無料で、予約が必要です。気軽にご連絡ください。

期 日	3月13日(木) ※毎月第2木曜日
時 間	午後1時30分～4時30分 ※相談時間はおおむね1人45分程度
場 所	コ－メキングスペース コメ CO－MEKING SPACE COME 三股町大字樺山3151番地1
内 容	専門職や認知症の介護経験のあるサポーターが日ごろの出来事や悩みなどをお聞きます。
申込方法	予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町地域包括支援センター(高齢者支援課内)
☎:52-9063(直通)をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします



県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターに気軽にお問い合わせください。電話での相談も受け付けています。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和7年1月27日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
ソックスかがり、ニット帽かがり	三股町、都城市、 小林市内一部地域	1ダース12(24枚) 400円～450円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町、 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所へ … 内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所 在 地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL／ファクス	25-0300
受 付 日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。詳しい情報は、宮崎 内職 で 検索 してください。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 ＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

※設置する前に、申請が必要です。

■補助対象装置 ＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたまままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 ＝

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 ＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 ＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



◎制限運転をはじめましょう～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通)をお願いします。

◆児童手当改正(拡充)のお知らせ

児童手当制度が令和6年10月分から変わりました。

改正(拡充)に係る手続きの最終期限は、3月31日です。

変わることは？ ◎主な変更内容は下表のとおりです

主な変更	改正(拡充)前 ＜令和6年9月分まで＞	改正(拡充)後 ＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学校終了前までの児童(15歳到達後の最初の年度末まで)を養育している人	高校生年代までの児童(18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している人
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	●3歳未満 一律1万5千円 ●3歳～小学校終了まで 第1子・第2子 :1万円 第3子以降 :1万5千円 ●中学生 一律1万円 ●所得制限限度額以上所得上限限度額未満 一律5千円(特例給付) ●所得上限限度額以上 支給なし	●3歳未満 第1子・第2子 :1万5千円 第3子以降 :3万円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子 :1万円 第3子以降 :3万円
支給月	3回 (各前月までの4カ月分を支払い) 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回(偶数月) (各前月までの2カ月分を支払い) 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の算定対象(カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童+高校生年代までの児童の兄弟などで次の子を追加 <u>児童手当受給者に経済的な負担などがある18歳年度末以降～22歳年度末までの子</u>

今回の改正(拡充)で、手続きが必要な人は？

手続きが必要な人	手続方法・書類
①中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人 ②所得上限限度額超過で児童手当(特例給付)の支給対象外である人	児童手当認定請求書(町役場にあります) 【必要な添付書類】 ・本人確認書類(「マイナンバーカード(両面)」または「個人番号確認書類+身元確認書類(免許証など)」の写し) ・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
③児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している人	児童手当認定請求書
④新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と高校生年代までの児童の合計人数が3人以上の人 ◎新たに児童手当の対象となる人だけでなく、現在、受給中で該当する人も提出が必要です。	監護相当・生計費の負担についての確認書(経済的な負担などがあることの確認書類を求める場合があります)

■改正(拡充)で新たに対象となる人の手続きの最終期限 =

改正(拡充)に係る手続きの最終期限は、3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません(手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を町で受け付けした月の翌月分からとなります)。

■手続方法・手続先 =

福祉課児童福祉係の窓口での手続きをお願いします。

※単身赴任などで、請求者と児童が別居している場合は、請求者が住民登録している市区町村へ請求してください。

◎児童手当を受給中の次の人は、今回の改正(拡充)に伴う手続きは不要です
(認定請求書や確認書の提出は必要ありません)。

- 中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現行で、高校生年代の児童が算定児童として認定されている人
- 現行でも多子加算を受けていて、改正(拡充)後、手当額が増額する人
※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる人を除く
- 現行では多子加算は適用されないが、改正(拡充)後は適用され、手当額が増額する人
※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる人を除く
- 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている人

児童の保護者(生計の中心者)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)が児童手当の手続き先です。今回の改正(拡充)に伴う手続きは、町ではなく勤務先(所属庁)で行ってください。なお、手続きの時期などは、それぞれの勤務先(所属庁)へお問い合わせください。



★お問い合わせは、福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口)

☎:52-9060(直通)

e-mail: jidfuk-k@town.mimata.lg.jp

をお願いします。

農林畜産業関連

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

新型コロナウイルス感染終息に伴う海外からの往来が増え、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった家畜伝染病の発生の危険性が高まっています。これら家畜伝染病のうち、1月11日に串間市内の肉用種農場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、豚熱、ランピースキン病も、今シーズンすでに国内で発生しており、発生農場の経営に多大な損失が生じています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎:62-5151)に連絡しましょう。

※畜産農家向けの消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎:52-9088(直通) をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、お気軽にご相談ください。

期 日	3月3日(月)	3月17日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、お気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	3月4日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	おおとなり まさはる たけのうち すずこ 大隣 雅春 、 竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、
・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 3月28日(金)
時 間	【都城市】 午後1時～4時
場 所	【都城市】 消費生活センター(都城市役所北別館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、<u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜に「法律相談」を実施しています。

期 日	3月19日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

